

子発0228第4号
令和5年2月28日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設における保育に従事する者の資格については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」において定めているところであり、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち1人以上が、並びに法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、「保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。」としている。

「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」については、「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和3年3月31日子発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）によりお示ししているところ、今般、別紙のとおり当該通知の改正を行い、令和5年2月28日から適用することとしたので、内容を十分に御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

○「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における認可外の居宅訪問型保育に関する研修について」新旧対照表

改正後	現行
<p>子発0331第5号 令和3年3月31日 ＜一部改正＞子発0228第4号 令和5年2月28日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について</p> <p>認可外保育施設における保育に従事する者の資格については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」において定めておいてあり、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち1人以上が、並びに法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、「保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。」としている。</p>	<p>子発0331第5号 令和3年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について</p> <p>認可外保育施設における保育に従事する者の資格については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」において定めておいてあり、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち1人以上が、並びに法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、「保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。」としている。</p>

今般、「都道府県知事等が行う保育に從事する者に関する研修」について、下記のとおり定めることとしたので、内容を十分に御了知の上、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）への周知を行うとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

この通知は令和3年4月1日から施行し、これに伴い、「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に從事する者に関する研修について」（令和元年9月20日子発0920第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）は廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し添える。

記

1～3（略）

（別添）都道府県等が行う研修と同等以上のものと都道府県知事等が認める基準について

1 法人基準（略）

2 研修基準

実施する研修の内容として、以下の点を確認する。

（1）～（7）（略）

（8）オンラインで研修を実施する場合の留意点

本研修が「保育士若しくは看護師の資格を有する者」ではない者が受講するものであることを踏まえ、以下に留意の上、実施すること。

- ・ 研修事業者は、研修の申込みにあたり、本人確認ができるよう、受講希望者に対し顔写真データ等の提出を求めること。
- ・ 研修はリアルタイムのライブ配信の方法により行うことを原則と

今般、「都道府県知事等が行う保育に從事する者に関する研修」について、下記のとおり定めることとしたので、内容を十分に御了知の上、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）への周知を行うとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

この通知は令和3年4月1日から施行し、これに伴い、「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に從事する者に関する研修について」（令和元年9月20日子発0920第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）は廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し添える。

記

1～3（略）

（別添）都道府県等が行う研修と同等以上のものと都道府県知事等が認める基準について

1 法人基準（略）

2 研修基準

実施する研修の内容として、以下の点を確認する。

（1）～（7）（略）

（新設）

する。また、研修事業者は、研修受講者に対し、研修受講中は顔を画面上に投影することを求める等、常時研修申込者自身が確実に研修を受講していることの確認ができるようにすること。

- ・ 演習の実施にあたっては、研修事業者は、研修受講者を少人数（円滑に意見交換を行う観点から、4～6人程度とすることが望ましい。）のグループに分けることができる等、必要な機能を備えたツールを活用すること。

- ・ 研修事業者は、受講者に対し、科目毎の確認テストやレポート提出を求めることにより、受講者が研修の目的を達成することができているか確認し、評価を行うこと。この際、研修をオンラインを活用しない方法で受講する者についても同一の方法で確認を行うこと。

- ・ 研修受講方法で習熟度に差異が生じることのないよう、受講者からの質問に対応するために必要な機能等を備えること。

- ・ 希望する受講者同士が自由な意見交換を行うことができるよう、研修終了後の時間等にオンライン上で交流の場を設ける等の工夫を行うこと。

- ・ 次回以降の研修実施に向け、研修の実施方法等に関し、受講者へのアンケートを行う等により、継続的に工夫を行うこと。

- ・ 研修事業者は、映像や音声のトラブルを可能な限り回避するよう、事前に接続テスト等を行うとともに、必要に応じ受講者に対しても同様に事前の接続テスト等を促すこと。機器トラブル等により受講者の研修修了が困難である場合は、研修事業者が用意した、集合型のライブ配信会場に参加させる等、受講者が研修科目を漏れなく履修することができるよう、受講の利便性に配慮を行うこと。

- ・ 実技講習に関しては、受講者自身が実際に行うことが重要であることから対面で行うこと。

(9) フォローアップ研修

- ・ 研修修了後、継続的に業務に従事する者に対しては、計画的にフォローアップ研修（オンラインを含む。）を実施するよう努めること。

(10) その他
(削除)

(8) フォローアップ研修

- ・ 研修修了後、継続的に業務に従事する者に対しては、計画的にフォローアップ研修を実施するよう努めること。

(9) その他

- ・ なお、デジタル化等も踏まえ、実習などの一部の科目を除き、オンライン等オンラインを活用した研修も考えられるが、その実施方法や受講者の修了評価の方策等に課題があると考えられるため、令

<p>3 その他 (略)</p>	<p>和2年度、厚生労働省において実施している、「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究」」の報告書の内容等も踏まえ、改めて基準を示すこととする。</p> <p>3 その他 (略)</p>
----------------------	--